

(趣 旨)

第1 この要綱は、衛生検査所精度管理の的確な運用を図り、適切な衛生検査所の指導監督体制を確立するため、奈良県精度管理専門委員（以下「委員」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(業 務)

第2 委員は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 精度管理に関して知事へ助言を与えること。
- (2) 衛生検査所の実態分析を行うこと。
- (3) 知事が行う立入検査に同行し、精度管理面の指導を行うこと。
- (4) 知事が衛生検査所に対して指示を行う際、助言すること。
- (5) その他知事が特に定めた事項。

(組 織)

第3 委員は、精度管理に関して相当の学識経験を有する者のなかから知事が任命又は委嘱する。

- 2 総定数は、5名以内とする。
- 3 委員の任期は、2年以内とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任の委員の任期は、前任委員の残任期間とする。
- 4 委員は、再任を妨げない。

(意見の聴取)

第4 委員は、必要に応じ委員相互に意見を交換し、委員以外の者から意見を聴くことができる。

(附 則)

この要綱は、昭和62年1月1日から施行する。

この要綱は、平成19年1月1日から施行する。